

# 秋田県自治医科大学卒業医師 キャリア形成プログラム

令和3年4月

秋田県

目 次

# I 自治医科大学卒業医師のキャリア形成プログラム

1 キャリア形成プログラムの概要	1
2 キャリア形成プログラムについて	1
(1)初期臨床研修について	1
(2)勤務先医療機関について	2
(3) キャリア形成プログラムの一時中断(修学資金の返還猶予)について	2
(4)キャリア形成プログラムの適用解除(修学資金の返還)について	2
3 モデルプラン	3
4 休暇等に係る義務年限の取扱い	4
Ⅲ 関係法令	
医療法	5
医療法施行規則	7

### I 自治医科大学卒業医師のキャリア形成プログラム

秋田県

平成30年7月25日に改正された医療法の規定に基づき、都道府県は、「医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画(キャリア形成プログラム)」を定めることとされました。

この医療法の改正を受け、自治医科大学を卒業した医師等がキャリアを形成しながら返還免除の要件を満たすことができるように必要な事項を整理し、キャリア形成プログラムとしてまとめたものです。

#### 1 キャリア形成プログラムの概要

- 対象期間 9年間
- 対象者 自治医科大学を卒業した医師
- コース 以下のようなコースを設定しています。具体的な内容は「3 モデルプラン |を参照してください。

## 【キャリアパスのイメージ図】

(卒後) 5 1 3 6 7 8 年目 初 初 後期研修 勤務(後半) 勤務(前半) 期 期 1年間 臨 臨 床 床 研 研 修 修 1 2 勤務(前半) 後期研修 勤務(後半) 年 年 1年間 目 目 (社会人)大学院

- ・後期研修(1年間)は、原則として卒後5年目に取得することになりますが、当該年度の派遣可能人数や本人の希望等を勘案して、6年目以降のいずれかの年に延期することがあります。
- ・後期研修を行う卒後5年目に大学院に入学し、6年目以降は社会人大学院生として学位論文の取りまとめを行うことができます。

#### 2 キャリア形成プログラムについて

- (1) 初期臨床研修について
  - ① 医学科卒業後2年間は、以下に掲げる秋田県内の臨床研修病院のいずれかで初期臨床研修を行います。

#### 【秋田県内の臨床研修病院】

秋田大学医学部附属病院市立秋田総合病院秋田赤十字病院秋田厚生医療センター中通総合病院大館市立総合病院能代厚生医療センター由利組合総合病院本荘第一病院市立角館総合病院大曲厚生医療センター市立横手病院平鹿総合病院雄勝中央病院

② 研修 2 年目以降は、次年度以降の勤務希望先等を調査し、派遣先医療機関の要望等を勘案して、派遣先を決定します。

### 【主な予定スケジュール】

- 4~6月 辞令発令及び勤務状況の確認のための面談
- 9~10月 義務年限内医師との意見交換会
- 10~12月 次年度の勤務希望先の調査及び面談
- 1~2月 関係先との調整後に人事異動の内示

#### (2) 勤務先医療機関について

9年間のうちの6年間は、現在のところ、医師不足地域の公立病院に勤務することになります。

#### 【派遣先の公立病院】

市町村名	病院名	
大館市	大館市立扇田病院	
北秋田市	北秋田市民病院	
男鹿市	男鹿みなと市民病院	
仙北市	市立角館総合病院	市立田沢湖病院
横手市	市立横手病院(※)	市立大森病院
羽後町	羽後町立羽後病院	

※市立横手病院は、医師の充足状況から現在(令和3年4月)のところ派遣しておりません。

(3) キャリア形成プログラムの一時中断 (修学資金の返還猶予) について

以下のような場合は、申請によりプログラムを一時中断することができます。その間、修学資金の返還は猶予されますが、返還免除の要件を満たす時期は遅くなります。

・災害や疾病、負傷等によりやむを得ず医師の業務に従事できないとき (例)

育児休業を取得する場合

※産前、産後の休暇期間は義務年限に算入されます。

(4) キャリア形成プログラムの適用解除(修学資金の返還)について

対象者から申出があり、特別の事情があって例外的にこれに応じることが適当と認められるときその他必要と 認めるときは、キャリア形成プログラムの適用を中途で解除します。

修学資金の返還方法等については、自治医科大学の定めによります。

## 3 モデルプラン

## □内科

① 一般的な勤務例

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
初期臨	床研修	公立	病院	大学病院等		公立	病院	

② 専門医取得コース

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
初期臨	初期臨床研修		大森or羽後	大学病院	病院 公立病院			
初期臨床研修		大	:森	平鹿総合	公立病院			

③ 学位取得コース

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
Ī	初期臨	床研修	公立	病院	大学病院	公立病院			
							(社会人力	(学院生)	

### □総合診療

① 一般的な勤務例

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
初期臨	床研修	公立	病院	大学病院等		公立	病院	

② 専門医取得コース

<u></u>	門医取得コース										
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目		
初期臨床研修		大	森	秋田厚生		公立	病院				

③ 学位取得コース

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
初期臨	床研修	公立	病院	大学病院		公立病院		
		•		•		(社会人为	(学院生)	

### □その他

① 一般的な勤務例

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
Ī	初期臨	床研修	公立	病院	大学病院等		公立	病院	

② 学位取得コース

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
初期臨	床研修	公立	病院	大学病院等	公立病院			
			(社会人大学院生)					

## 4 休暇等に係る義務年限の取扱いについて

(公務員の休暇等の制度)

## (1) 育児休業等

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い
育児休業	子を養育するために認められる休業	子が3歳に達するまで	外
育児短時間勤務	子を養育するために認められる短時間勤務	子が小学校就学の始期に	勤務形態に
	[勤務形態]	達するまで	応じて認定
	①1日3時間55分(週19時間35分)		
	②1日4時間55分(週24時間35分)		
	③週3日(週23時間15分)		
	④週2日半(週19時間25分)		
育児時間	子を養育するために認められる時間	子が小学校就学の始期に	内
(部分休業)	(1日2時間以内・30分単位)	達するまで	
【育児休業法】	就業しながら子を養育することを容易にす	3歳に満たない子	内
短時間勤務	るための時間(1日6時間勤務)		

## (2)特別休暇(出産関係)

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い
産前休暇	出産予定の職員に与えられる休暇	6週間又は8週間	内
		(多胎の場合は14週間)	
産後休暇	出産した職員に与えられる休暇	8週間	内

## (3)介護休暇

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い
介護休暇	配偶者、父母、子等を介護する職員に与え	介護を必要とする一の継	外
(介護休業)	られる休業(1日単位)	続する状態ごとに連続す	
		る6月以内の期間	

# (4) 病気休暇等

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い
病気休暇	負傷又は疾病により勤務できない場合に与	条例の定めるところに	内
(傷病休暇)	えられる休暇	よる	
休職	負傷又は疾病により病気休暇を取得し、な	条例の定めるところに	外
	お療養を要する場合に認められる休業	よる	
配偶者同行休業	職員が、外国での勤務等により外国に住所	条例の定めるところに	外
	又は居所を定めて滞在するその配偶者と、	よる	
	当該住所又は居所において生活を共にする		
	ことを可能とする休業		

#### Ⅱ 関係法令

○医療法(昭和二十三年法律第二百五号) ※令和4年4月1日現在

第五章 医療提供体制の確保

第五節 医療従事者の確保等に関する施策等

- 第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場(次項において「地域 医療対策協議会」という。)を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定め る医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調つた事項について、公 表しなければならない。
  - 一 特定機能病院
  - 二 地域医療支援病院
  - 三 第三十一条に規定する公的医療機関(第五号において「公的医療機関」という。)
  - 四 医師法第十六条の二第一項に規定する都道府県知事の指定する病院
  - 五 公的医療機関以外の病院(公的医療機関に準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)
  - 六 診療に関する学識経験者の団体
  - 七 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(以下単に「大学」という。)その他の医療従事者の養成に関係する機関
  - 八 当該都道府県知事の認定を受けた第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人
  - 九 その他厚生労働省令で定める者
- 2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項
  - 二 医師の派遣に関する事項
  - 三 第一号に規定する計画に基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
  - 四 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
  - 五 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科 学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
  - 六 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
  - 七 その他医療計画において定める医師の確保に関する事項
- 3 都道府県知事は、前項第二号に掲げる事項についての協議を行うに当たつては、医師の派遣が医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するものとなるよう、第三十条の四第二項第十一号ロに規定する指標によつて示される医師の数に関する情報を踏まえることその他の厚生労働省令で定める事項に配慮しなければならない。
- 4 第一項各号に掲げる者の管理者その他の関係者は、同項の規定に基づき都道府県が行う協議に参画するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- 第三十条の二十四 都道府県知事は、前条第一項に規定する協議が調つた事項(次条第一項、第三十条の二十七及び第三十一条において「協議が調つた事項」という。)に基づき、特に必要があると認めるときは、前条第一項各号に掲げる者の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の派遣、研修体制の整備その他の医師の確保を特に図るべき区域の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができる。
- 第三十条の二十五 都道府県は、協議が調つた事項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。
  - 一 第三十条の四第六項に規定する区域内に所在する病院及び診療所における医師の確保の動向、同条第 七項に規定する区域内に所在する病院及び診療所において医師が確保されている要因その他の地域にお いて必要とされる医療の確保に関する調査及び分析を行うこと。

- 二 病院及び診療所の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の確保に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 三 就業を希望する医師、大学の医学部において医学を専攻する学生その他の関係者に対し、就業に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 四 医師に対し、医療に関する最新の知見及び技能に関する研修その他の能力の開発及び向上に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 五 第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画を策定すること。
- 六 第三十条の二十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項の実施に関し必要な調整を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、病院及び診療所における医師の確保を図るために必要な支援を行うこと。
- 2 都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号) 第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行うこと又は医業について労働者派遣事業の適正な 運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五条第一項の許可を受 けて労働者派遣事業を行うことができる。
- 3 都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務(以下この条及び次条において「地域医療支援事務」という。)の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 4 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。
- 5 都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施 するに当たつては、第三十条の二十一第一項各号に掲げる事務又は同条第二項の規定による委託に係る事 務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。
- 6 第三項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 第三十条の二十六 国は、地域医療支援事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。
- 第三十条の二十七 第三十条の二十三第一項各号(第三号を除く。)に掲げる者及び医療従事者は、協議が 調つた事項その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するよう努め るとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関 し協力するよう努めなければならない。

#### 第六節 公的医療機関

- 第三十一条 公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節において同じ。)は、協議が調つた事項その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力しなければならない。
- 第三十四条 厚生労働大臣は、医療の普及を図るため特に必要があると認めるときは、第三十一条に規定する者に対し、公的医療機関の設置を命ずることができる。
- 2 前項の場合においては、国庫は、予算の定める範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助する。

○医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号) ※令和4年2月1日現在

第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等

- 第三十条の三十三の十二 法第三十条の二十三第一項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に 掲げる者の開設する病院とする。
  - 国
  - 二 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
  - 三 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人
  - 四 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- 2 法第三十条の二十三第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 独立行政法人国立病院機構
  - 二 独立行政法人地域医療機能推進機構
  - 三 地域の医療関係団体
  - 四 関係市町村
  - 五 地域住民を代表する団体
- 3 都道府県は、法第三十条の二十三第一項第五号に掲げる者(この項において「民間病院」という。)の 管理者その他の関係者を地域医療対策協議会に参画させるに当たつては、当該都道府県の区域に民間病院 の開設者その他の関係者の団体又は民間病院の開設者その他の関係者を構成員に含む団体が存在する場合 には、当該団体に所属する民間病院の管理者その他の関係者を、優先的に参画させるものとする。
- 4 都道府県は、法第三十条の二十三第一項に規定する医療計画において定める医師の確保に関する事項の 実施に必要な事項として、医業についての労働者派遣(一の病院又は診療所において、当該病院又は診療 所に所属する医師以外の医師を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号。第三十条の三十三の十五において「労働者派遣法」という。)第二条第二 号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。)に関することを定めようとするときは、 院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。
- 第三十条の三十三の十三 法第三十条の二十三第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める計画(以下「キャリア形成プログラム」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。
  - 一 第五項又は第六項の規定によりキャリア形成プログラムの適用を受ける医師(以下「対象医師」という。)に対し、臨床研修(医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修をいう。以下同じ。)を受けている期間を含む一定の期間にわたり、診療科その他の事項に関しあらかじめ定められた条件(以下「コース」という。)に従い、原則として当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを求めるものであること。
  - 二 二以上のコースが定められていること。
  - 三 都道府県知事が、対象医師の申出を受けた場合において当該申出に応じることが適当と認めるとき、その他必要と認める場合は、その適用を中断又は中止することができるものであること。
- 2 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定するに当たつては、あらかじめ、対象医師及び大学の医学部において医学を専攻する学生であつて卒業後に対象医師となることが見込まれる者(以下「対象予定学生」という。)の意見を聴くものとする。これを変更するときも、同様とする。
- 3 都道府県は、前項の規定により意見を聴いたときは、その内容をキャリア形成プログラムに反映するよう努めなければならない。

- 4 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、次に掲げる者に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならない。
  - 一 地域枠医師(卒業後に一定の期間にわたり、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを約して大学を卒業した医師をいう。次項において同じ。)であつて、当該都道府県から当該大学に係る修学資金の貸与を受けた者
  - 二 自治医科大学を卒業し、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事する医師
  - 三 その他キャリア形成プログラムの適用を受けることを希望する医師
- 5 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、地域枠医師(前項第一号に掲げる者を除く。)に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めるものとする。
- 6 対象予定学生は、大学の医学部に在学中に、あらかじめ、第四項又は前項の同意をするものとする。
- 7 対象医師は、都道府県知事の定める時期に、適用を受けるコースを選択するものとする。
- 8 都道府県知事は、対象医師の申出を受けた場合において当該申出に応じることが適当と認めるとき、その他必要と認める場合は、当該対象医師に適用するコースを変更することができる。
- 9 都道府県は、対象予定学生及び対象医師が、それぞれ第六項の同意及び第七項の選択を適切に行うことができるよう、法第三十条の二十三第一項各号に掲げる者の協力を得て、大学の医学部において医学を専攻する学生の将来の職業生活設計に関する意識の向上に資する取組を実施するものとする。
- 第三十条の三十三の十四 法第三十条の二十三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる 事項とする。
  - 一 法第三十条の四第二項第十一号口に規定する指標によつて示される医師の数に関する情報を踏まえる こと。
  - 二 地域における医師の確保の状況を踏まえること。
  - 三 派遣される医師の希望を踏まえること。
  - 四 地域医療構想との整合性を確保すること。
  - 五 都道府県による医師の派遣先が、正当な理由なく、法第三十一条に定める公的医療機関(第三十一条の二において単に「公的医療機関」という。)に偏ることのないようにすること。
- 第三十条の三十三の十五 法第三十条の二十五第三項の厚生労働省令で定める者は、同項に規定する地域医療支援事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。ただし、医師についての職業紹介事業の事務を委託する場合にあつては職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可を受けて職業紹介事業を行う者に限り、医業についての労働者派遣事業の事務を委託する場合にあつては労働者派遣法第五条第一項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者に限る。